

2024年度広島市立大学 総合型選抜 試験問題
(国際学部)

小論文 (60分)

2023年10月14日

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この問題冊子は4ページあります。
試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせなさい。
- 3 解答用紙は2枚です。解答はすべて解答用紙の所定の場所に記入しなさい。
- 4 下書用紙は2枚です。
- 5 受験番号は、すべての解答用紙の所定の欄に必ず記入しなさい。
- 6 解答用紙は持ち出してはいけません。
- 7 解答用紙は試験終了後に回収します。
- 6 問題冊子および下書用紙は、試験終了後持ち帰りなさい。

このページは空白である。

問題

次の文をよく読んで、あとにある問いに答えなさい。

心と体の性が一致しないトランスジェンダーなど性的少数者への理解を、社会全体でさらに進めるべきだ。最高裁がそんな強いメッセージを発したと言えよう。

戸籍上は男性で、医学的に性同一性障害と診断された経済産業省の50代の職員が、省内の女性トイレの使用を制限されたのは不当だとして、国を訴えた裁判である。

最高裁は主張を認め、職員からの処遇改善の要求を退けた人事院の判定は「違法」と断じ、取り消した。

第3小法廷の裁判官5人の全員一致による判決だ。性的少数者の職場環境を巡る最高裁として初の判断となった。

原告は幼少期から性の不一致に強い違和感を覚え、女性ホルモンの投与を続けるなどして1999年ごろ診断を受けた。

健康上の理由から性別適合手術は受けていない。2008年ごろからは女性として生活し、10年には職場で同僚向け説明会が開かれた。

経産省は根拠が定かでないのに違和感を持つ職員がいると判断し、職場から2階以上離れたフロアのトイレを使うように原告に求めていた。

原告は制限をなくす行政措置を人事院に訴えたが、15年に出された判定で認められず、訴訟に踏み切った。

判決は、説明会後にトラブルは起こっていないことなどから、原告の不利益を不当に軽視し、同僚らへの配慮を過度に重視した著しく妥当性を欠く判定だと指弾した。

今崎幸彦裁判長は補足意見で、当事者が自認する性にふさわしい扱いを求めるのは「自然かつ切実な欲求だ」と述べた。

トランスジェンダーが性自認に沿って職場のトイレを利用することについて、7割程度が肯定的にとらえているとの意識調査もある。

時代の流れに即した判決と評価できる。

判決には原告の主張を丁寧に検討した跡がうかがえた。小法廷では異例となる5人の裁判官全員の個別意見が付いた。

最高裁全体に少数者への理解が広がるのか注目したい。

一方で判決は、人間関係に限られる職場など一定の条件下で、自認する性別のトイレ使用の可能性を示したものだ。職種などによって対応は異なり「一律の解決策にはなじまない」とも指摘している。

それでも、個人の性自認を尊重した判決の理念は民間を含むさまざまな職場で共有する必要

があるのではないか。

先の国会で成立した LGBT など性的少数者への理解増進法には今なお賛否両論が渦巻き、当事者からは強い批判が出ている。

少数者のトイレ対策は既に一部の施設で始まっている。とはいえ、原告が言うように判決を「トイレや風呂問題」に矮小（わいしょう）化してはならない。

性の多様性や個人の尊厳を守る意識変化や環境整備こそが、社会には求められる。

出典：「【社説】トイレ制限判決 性自認を尊重する職場に」

『西日本新聞』2023年7月13日。 必要に応じて表現等を変えてある。

問 本文で取り上げられている性的少数者の職場環境を巡る最高裁判決は、これからの日本社会における「性の多様性や個人の尊厳を守る意識変化や環境整備」（本文下線部）にどのような影響を及ぼすと考えられるか、本文を踏まえつつ、あなたの考えを600字以内で述べなさい。